

FTSE 円ドルロング日本国債 0-1 年 (含短国) インデックス(国内投信用)

v1.0

lseg.com/ja/ftse-russell

目次

セクション 1 はじめに.....	3
セクション 2 管理責任.....	4
セクション 3 FTSE Russell インデックス・ポリシー	5
セクション 4 計算前提と組入基準	7
付録 A 追加情報.....	10

セクション 1

はじめに

1. はじめに

1.1 FTSE 円ドルロング日本国債 0-1 年（含短国）インデックス(国内投信用)

- 1.1.1 FTSE 円ドルロング日本国債 0-1 年（含短国）インデックス（国内投信用）、（以下「本インデックス」）は、満期までの期間が 1 年未満の日本の円建固定利付国債および短期国債のパフォーマンスを測定します。
- 1.1.2 本インデックスのリターンには、米ドルの対円ショート・ポジションが組み込まれています。詳細な計算方法はセクション 4.5 に記載されています。
- 1.1.3 FTSE 円ドルロング日本国債 0-1 年（含短国）インデックス（国内投信用）は、設計において ESG 要因を考慮していません。

1.2 FTSE Russell

FTSE Russell は、FTSE International Limited、Frank Russell Company、FTSE Global Debt Capital Markets Limited（およびその子会社である FTSE Global Debt Capital Markets Inc. および FTSE Fixed Income Europe Limited）、FTSE Fixed Income LLC、FTSE (Beijing) Consulting Limited の商標です。

- 1.3 FTSE Russell は、FTSE Russell のコントロールが及ばない外部要因を含む様々な要因において、本インデックスの変更、中断、中止が余儀なくされる場合があること、また、本インデックスを参照するインデックス・ファンドなどの投資商品や諸契約は、本インデックスの変更、中断、中止に耐え得るか、その可能性に対応できるものであるべきことを、本インデックス利用者に対し表明するものです。

- 1.3.1 本インデックスに追随する運用を行うユーザー、または本インデックスに追随する商品を購入するユーザーは、自己資金、あるいはクライアントの資金で投資をする前に、本インデックスのルールに沿ったメソッドロジーの価値を評価し、独立した立場にある者の助言を受けてください。FTSE Russell は、以下の事項に係わるいかなる過失・その他の結果として生ずるいかなる者が被る損失、損害、請求、費用に一切の責任を負いません。

- 当基本ルールに対する依存
- 当基本原則の誤りまたは不正確さ
- 当基本原則に記載されている方針または手続きの不適用、誤用
- インデックスおよび構成銘柄情報作成時における誤謬または不正確さ

セクション 2

管理責任

2. 管理責任

2.1 FTSE International Limited (FTSE)

2.1.1 FTSE は、FTSE 円ドルロング日本国債 0-1 年(含短国)インデックス(国内投信用)のベンチマーク管理者です¹。

2.1.2 FTSE は、本インデックスの日次計算、構築、運用の責任を負い、次の業務を行います。

- インデックスを構成する全銘柄のウェイトの記録を保管する
- 基本ルールに従って、銘柄入替えとそのウェイト変更を行う
- 基本ルールに従って、本インデックスの定期的なレビューを行い、その結果によって必要な変更を行う
- インデックスを配信する

2.2 基本ルールの改定

2.2.1 基本ルールが指標シリーズの目的を最も適切に反映することができるよう、同ルールは FTSE Russell による定例見直し（少なくとも年 1 回）の対象になります。基本ルールの大幅な改訂の提案につきましては、FTSE Russell Advisory Committee および必要に応じその他の利害関係者との協議に付されます。FTSE Russell Index Governance Board は、これらの協議結果を踏まえ、改訂の承認を判断します。

2.2.2 FTSE 債券インデックスの原則声明（Statement of Principles）に規定されているとおり、基本ルールに言及されていない、または具体的かつ明確に規定されていない事項について FTSE Russell が決定を下す場合、原則声明に則って実決的な決定を行うものとします。上記の様な決定が行われた場合、FTSE Russell はその決定内容を速やかに公表します。また、上記の取扱いが、基本ルールの例外、変更、将来の前例などに見做されない場合においても、FTSE Russell は、基本ルールをより明確な規定にするための改訂が必要かどうかを検討します。

¹ 本文書で「管理者」という言葉は、[Regulation \(EU\) 2016/1011 of the European Parliament and of the Council of 8 June 2016 on indices used as benchmarks in financial instruments and financial contracts or to measure the performance of investment funds](#) (the European Benchmark Regulation) および [The Benchmarks \(Amendment and Transitional Provision\) \(EU Exit\) Regulations 2019](#) (the UK Benchmark Regulation)における定義として使用しています。

セクション 3

FTSE Russell インデックス・ポリシー

3. FTSE Russell インデックス・ポリシー

インデックスの基本ルールは、以下のリンクからご覧いただけるインデックス方針ドキュメントと併せてご参照ください。これらのポリシーは毎年レビューの対象となり、いかなる変更も FTSE Russell インデックス・ガバナンス委員会の承認が必要となります。

3.1 FTSE 債券インデックスに関する原則声明（原則声明）

インデックスは変化する市場を常に把握する必要があり、基本ルールはあらゆる事態を予測することはできません。基本ルールが特定の事象や展開を完全に網羅していない場合、FTSE Russell は、FTSE 債券インデックスの原則声明（Statement of Principles for FTSE Fixed Income Indices）を参照して適切な対応を決定します。この原則声明は、FTSE Russell のインデックス構築アプローチの根底にある精神を要約したものです。原則声明は毎年見直され、FTSE Russell による変更提案は、FTSE Russell ポリシー諮問委員会に提出され、FTSE Russell インデックス・ガバナンス委員会の承認前に議論されます。

債券インデックスの原則声明には、次のリンクからアクセスできます。

[Statement of Principles Fixed Income Indices.pdf](#)

3.2 お問い合わせと苦情

FTSE Russell への苦情申し立て手続きは、次のリンクをご参照ください。

[Benchmark Determination Complaints Handling Policy.pdf](#)

3.3 再計算ポリシーとガイドライン

FTSE Russell の再計算に関連するガイドラインについては、以下のリンク、あるいは info@ftserussell.com に連絡して再計算ポリシーのガイドライン文章を入手してご覧ください。

[Index Recalculation Policy and Guidelines Equity Indices.pdf](#)

3.4 顧客が市場または証券を取引できない場合のポリシー

FTSE Russell の取り扱いの詳細については、次のリンクからアクセスできます。

[Index Policy in the Event Clients are Unable to Trade a Market or a Security.pdf](#)

3.5 ベンチマークのメソドロジーの変更のポリシー

ベンチマーク構築のメソドロジー変更についてのポリシー詳細は、次のリンクをご参照ください。

[Policy for Benchmark Methodology Changes.pdf](#)

3.6 FTSE Russell ガバナンスのフレームワーク

- 3.6.1 これらインデックスを監督するにあたり、FTSE Russell では、プロダクト、サービス、テクノロジーの管理を行うガバナンス・フレームワークを採用しています。このフレームワークには、ロンドン証券取引所グループが規定する 3 つのディフェンス・ラインによるリスク管理フレームワークが組み込まれており、金融ベンチマークの IOSCO 原則および欧州ベンチマーク規制²に準拠するように³設計されています。FTSE Russell ガバナンス・フレームワークの詳細は、次のリンクをご参照下さい。

[FTSE Russell Governance Framework.pdf](#)

² IOSCO 金融ベンチマーク原則最終報告書、FR07/13（2013 年 7 月）

³ ベンチマーク（改正および経過規定）（EU 離脱）規則 2019 有価証券および金融契約、また投資ファンドのパフォーマンス測定にベンチマークとして使われるインデックスにおける 2016 年 6 月 8 日付けの欧州議会ならびに欧州連合理事会による規制（欧州連合）2016/1011

セクション 4

計算前提と組入基準

4. 構成と設計基準

4.1 FTSE 円ドルロング日本国債 0-1 年（含短国）インデックス（国内投信用）の設計基準と計算の前提

クーポン	固定利付、短期国債はゼロ・クーポン、割引債を含む
通貨	日本円
為替戦略	為替予約による対円の米ドルショート
償還年限	1 年未満 月内に償還を迎える銘柄も翌月プロファイルが開始されるまでは指数内にとどまります
最小額面	5,000 億円、ただし発行時に 20 年超の債券は 4,500 億円（日銀保有分および財務省の買い入れ償却分を除く）
構成銘柄	日本国債（コーラブル債を含む）、ただし個人向け国債、割引債を除く 短期国債—ゼロクーポン債、割引債を含む償還年限が 1 年未満の証券
ウェイト	時価総額
リバランス	月次更新（月末時点）
キャッシュフローの再投資	月次のインデックス・トータルリターン計算において、月中に発生した元本償還によるキャッシュフローの再投資は行いません ⁴
価格ソース	LSEG Pricing Service 午後 3 時（東京時間）の引値
為替	三菱 UFJ 銀行が公表する東京時間午前 10 時の対顧客電信仲値 (TTM)
算出頻度	日次
受渡日	月次：暦上の月末 日次：当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末
採用銘柄決定日	翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年のプロファイル決定日はウェブサイトにて公表
基準日	2019 年 12 月 31 日

⁴ 2022 年 11 月 1 日以前は、トータルリターンの計算に再投資分を含めていました。

4.2 休日カレンダー

4.2.1 本指数は、クリスマス（祝日）と元旦（祝日）を除く月曜日から金曜日に算出されます。日本の市場が休日の場合、その日の終値は前日の終値となります。

4.3 インデックスの格付け

4.3.1 インデックスに含まれる債券の各銘柄は、インデックス・プロフィールの採用銘柄決定日に信用格付けを割り当てられます。格付けでは、まず、スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)の格付けを参照します。S&P の格付けがなくムーディーズの格付けがある場合には、そのムーディーズの格付記号に相当する S&P の格付記号を使います。債券に S&P もムーディーズも格付けしていない場合には、インデックス信用格付けは与えられません。また、片方の格付けが投資適格で、もう片方がハイ・イールド（いわゆる、スプリット・レーティング）の場合は、その投資適格に相当する S&P の格付記号をインデックスの格付けとして用います。これらの格付けは、1 か月間変更されません。

4.4 為替レート

4.4.1 東京時間午前 10 時の三菱 UFJ 銀行対顧客電信仲値 (TTM) を使用します。

4.4.2 稀に財務省が為替介入を実施する場合があります。月の最終営業日の午前 10 時の TTM 公表後に為替介入が実施され、三菱 UFJ 銀行が正式に TTM を修正し、かつ、この為替レートの変動が当該指数の計算に過大な影響が見られる場合、弊社は修正後の TTM を用いて、月の最終営業日のリターンおよび月次リターンに対して修正を行うことがあります。

4.5 リターンの計算

4.5.1 トータルリターン（総合収益率）は、各証券が期初に購入され、期末に売却されたという仮定に基づいて計算されます。銘柄のトータルリターンは、測定期間中のその銘柄の総額の変化率です。銘柄のトータルリターンの構成要素は、価格変動、元本償還、利金の支払い、および経過利息です。インデックスのトータルリターンは、各証券の期初市場価値を用いて時価総額加重平均されます（表 1 参照）。

表 1. トータルリターンの計算方法

期初価値	– (期初債券価格 + 期初経過利子) × 期初残存額面金額
期末価値	– [(期末価格 + 期末経過利子) × (期初額面残高 - 元本返済)] + クーポン収入 + 元本返済額
総合収益率 (%)	– [(期末値/期首値) – 1] × 100

精度についての注意事項：リターンは少なくとも小数点以下 6 桁まで計算されますが、公表は多くとも 4 桁までで報告されます。また、計算機の浮動小数点演算には四捨五入による誤差が生じるため、公表される値の最後の桁は、真の値から 1 乖離する場合があります。

4.5.2 インデックスのヘッジ額の計算は、以下の方法に従います。

1. 当該債券の額面から、減債基金の返済、コール、期限前償還など額面を控除します。
2. 1 で減らした残高と、期末までこれらを再投資した再投資利益を期末日まで合計します。
3. 期間中に支払われるクーポンを再投資収入と合わせて合計します。
4. 月初の利回りが不変という前提で期末日を新しい決済日として算出された債券価格と経過利息により、保有証券の時価総額を算出します。
5. これら（2、3、4）の金額の合計が先物売却外貨の金額となります。

4.5.3 月初来の円建て総合収益率（米ドルのショート・ポジションを含む）

月初来の円建ての総合収益率（％）は、表 1 に示した総合収益率に、4.5.2 で説明したヘッジ額を用いて計算した通貨のショート・ポジションによる収益率を加算した値となります。詳細な計算式を以下に示します。

$$\text{月初来収益率}_{(t)\text{JPY}+\text{USD ショート}} = \text{月初来収益率}_{(t)\text{JPY}} + \{[\text{ヘッジ額}_{(m)\text{USD}} \times (\text{FX フォワード}_{(t)} - \text{FX スポット}_{(t)})] / \text{時価総額}_{(m)\text{JPY}}\} \times 100$$

ただし、t は当日、m は前月末時点のデータを示します。

なお、月内のフォワードレートは、フォワードレートの期間構造から導出されるのではなく、前月末時点のスポットレートと 1 か月物フォワードレートから線形補間で計算されます。上記の式中の FX フォワード_(t)は、t 時点において線形補間により計算された月内のフォワードレートを示しています。

4.6 FTSE 円ドルロング日本国債 0-1 年（含短国）インデックス（国内投信用）のティッカー

ティッカー	インデックス名
CFIIJUFEX	FTSE 円ドルロング日本国債 0-1 年（含短国）インデックス（国内投信用）

4.7 FTSE 円ドルロング日本国債 0-1 年（含短国）インデックス（国内投信用）の主な改変

年	項目
2025	8 月：FTSE 円ドルロング日本国債 0-1 年（含短国）インデックス（国内投信用）の導入

別途記載がない限り、本インデックスは FTSE 債券インデックスの一般的な算出方法に従います。詳細については、[FTSE 債券インデックス・ガイド](#)をご覧ください。

付録 A

追加情報

FTSE Russell の基本ルールで使用される用語については、次のリンクをご参照ください。

[Glossary.pdf](#)

本インデックスのさらに詳細な情報が必要な場合は、以下のメールアドレスまでお問い合わせいただくか、FTSE Russell のウェブサイトをご覧ください。

FTSE Russell 日本のお客様向け問い合わせ先 fi.indexjp@ftserussell.com

ウェブサイト: www.lseg.com/ja/ftse-russell/

Disclaimer

© 2025 London Stock Exchange Group plc およびその該当するグループ企業（「LSEG」）。LSEG には、(1) FTSE International Limited（以下「FTSE」）、(2) Frank Russell Company（以下「Russell」）、(3) FTSE Global Debt Capital Markets Inc.（以下「FTSE Canada」）、(4) FTSE Fixed Income LLC（以下「FTSE FI」）、(5) FTSE (Beijing) Consulting Limited（以下「WOFE」）が含まれます。無断複写・転載を禁じます。

FTSE Japanese Government 0-1 Year JPY/USD FX Enhanced Index-JIT インデックスの算定は、FTSE International Limited により、または同社に代わりその提携事業者、エージェント、パートナーによって行われます。FTSE International Limited は、ベンチマーク管理者として Financial Conduct Authority から認可を受け、規制を受けています。

FTSE Russell®は、FTSE、Russell、FTSE Canada、FTSE FI、WOFE、その他 LSEG ベンチマークおよび指標サービスを提供する LSEG 関連会社の商標です。「FTSE®」、「Russell®」、「FTSE Russell®」、「FTSE4Good®」、「ICB®」、「WMR™」、「FR™」、その他本資料で使用する商標およびサービスマーク（登録されているか否かは問わない）は、LSE グループの該当メンバーまたはそのライセンサーが所有または許諾する商標およびサービスマークです。

情報は情報提供のみを目的として提供されるものです。本資料に記載されている全ての情報及びデータは、LSEG が正確かつ信頼できると考える情報源から入手したものです。ただし、人的ミスや機械の誤作動、その他の要因による誤りの可能性があるため、当該情報及びデータはすべて「現状のまま」提供されており、これらの不正確性に対してはいかなる保証もいたしません。LSEG のメンバーまたは各取締役、役員、従業員、パートナーまたはライセンサーのいずれも、情報の正確性、適時性、完全性、市場性、または FTSE Russell の商品（インデックス、データとアナリティクスを含むがこれらに限定されるものではない）の使用から得られる結果の正確性、適時性、完全性、市場性、あるいは特定の目的に対する FTSE Russell 商品の適切性または適合性に関して、明示または黙示を問わず、いかなる主張、予想、保証、表明も行いません。情報を利用するユーザーは、情報の何らかの使用による、また情報使用の許可によるリスクのすべてを負うものとします。

LSEG メンバーまたはその取締役、役員、従業員、パートナー、ライセンサーは、以下の事項に関して一切の責任または義務を負いません： (a) 当該情報またはデータの調達、収集、コンパイル、解釈、分析、編集、転記、送信、通信もしくは提供に関わる不正確性（過失の有無を問わない）、その他の状況、または本資料または本資料へのリンクの使用に関連する損失又は損害（全部又は一部を問わない）および、(b) たとえ LSEG のメンバーがかかる損害の可能性について事前に知らされていた場合であっても、当該情報の使用または使用不能から生じるいかなる直接的、間接的、特別、派生的または付随的損害。

LSEG のメンバーまたはその役員、役員、従業員、パートナー、またはライセンサーのいずれも、投資アドバイスを提供しておらず、本資料のいかなる部分も、金融または投資アドバイスを構成するものとみなされるべきではありません。LSEG のメンバー、その取締役、役員、従業員、パートナーまたはライセンサーは、いかなる資産への投資の是非、あるいはかかる投資が投資家にとっていかなる法的リスクまたはコンプライアンス上のリスクを生じさせるか否かに関しても、いかなる表明も行いません。このような資産への投資を決定するには、本資料に記載された情報に依拠すべきではありません。インデックスおよびレートに直接投資することはできません。インデックスやレートへの資産の組み入れは、当該資産の売買や保有を推奨するものではなく、また、特定の投資家が当該資産や当該資産を含むインデックスやレートを合法的に売買や保有することができると確認するものでもありません。本文書に掲載されている一般的な情報は、法律、税務、投資に関する専門的な助言を得ることなく使用されるべきではありません。

この情報のいかなる部分も、LSEG の適切なメンバーの書面による事前の許可なしに、電子的、機械的、複写、録音、その他いかなる形式、手段によっても、複製、保存（検索可能なシステムによる保存）、または送信することを禁じます。LSEG データの使用および配布には、LSEG および/またはそのライセンサーからのライセンスが必要です。